

天理市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条—第7条）

第4章 議会と行政の関係（第8条—第12条）

第5章 自由討議の保障（第13条・第14条）

第6章 委員会の活動（第15条）

第7章 政務調査費（第16条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第17条—第20条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第21条—第22条）

第10章 最高規範性で見直し手続（第23条—第25条）

附則

天理市民（以下「市民」という。）は、先人の大いなる遺産である悠久の歴史・文化を大切にしながら、すべての市民が生きる喜びを享受し、安心して暮らせるよう、各分野におけるさまざまな施策の実現を目指し、選挙において天理市議会議員（以下「議員」という。）を選び天理市議会（以下「議会」という。）を構成するとともに、天理市長（以下「市長」という。）を選んでいる。この二代表機関には、市民の信託に応えるために異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映するために切磋琢磨し、最良の決定をなす使命が課せられている。

また、地方分権改革推進法に基づき内閣府に設置された地方分権改革推進委員会は、平成20年5月28日に「第一次勧告～生活者の視点に立つ『地方政府』の確立～」と題する勧告の中で、「自治立法権を担う地方議会の機能、制度などについて抜本的改革、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会に向けた地方議会制度改革は、地方自治の充実・強化にとって不可欠な課題である」と指摘している。

議会も自らの改革とその本来のあり方について、地方自治体の最高ルールである条例の形式によって、その方向を明確にし、その実現を自らに義務付けるものである。

「議会基本条例」は、地方議会の基本的な目的や役割を明らかにし、その議会活動のあり方や原則を示す。そこでは、開かれた議会や政策審議が出来る議会、監視機能を果たせる議会などを実現する方向を示す。さらに、他の機関との関係、特に執行機関との関係については、対等協力関係を前提として、執行機関に対する議会のあり方の原則と具体的な関係の持ち方を規定する。そして最も重要と考えられる市民との関係についても、議会と

してどのようにあるべきか、議員と市民の関係を超えて、議会として基本的な関係を示すともに、「議事機関」としての議会が、自治運営の基本ルールや重要政策の企画立案に主導性を発揮し、市民から頼りにされる存在へとより高め、活動する姿勢をここに定めるものである。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市長とともに二代表制の一翼を担う議会について、議会及び議員の活動原則、議会と市民及び行政との関係等の基本事項を定め、地方自治の本旨に基づき市民に身近な地方政府としての議会活動を実行することにより、市民福祉の向上及び市政の発展とともに、歴史と文化と自然が生きづく活力と潤いのあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- 1 二代表制機関の趣旨を踏まえ、市民とともに歩む^{かたつ}闊達な議会活動を推進することを通して、悠久^{ゆうきゆう}の歴史と文化を大切にしながら、市民福祉の向上及び市政の発展を目指すことを規定している。

注釈：1 「闊達^{かたつ}」とは、ふところが深く、度量が広いという意味。

- 2 「市民福祉」とは、老人福祉、児童福祉、福祉施設、社会福祉法人等、社会保障、社会援護等を包括するものとして一般に用いられている狭義の福祉を指すものではなく、地方自治法で地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることが基本的役割と明記されているように、より広く住民全体の利益、地域における公共の利益を指すものである。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第 2 条 議会は、市民主権の基で選出された代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視するとともに、市民参加型議会の推進により、開かれた議会を目指して活動する。

- 2 議会は、議会が、議員、市長、市民等の多様な意見を把握しながら政策形成に寄与する場として、交流と自由な討論の場の推進に努める。
- 3 議会は、この条例を踏まえ、別に定める天理市議会委員会条例（昭和 32 年 3 月天理市条例第 1 号）、天理市議会会議規則（昭和 31 年 10 月天理市議会規則第 1 号）並びに議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。
- 4 議会は、把握した市民の意見をもとに、政策提言、政策立案等の強化に努め、市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視・評価に努めるものとする。
- 5 議会は、傍聴の意欲が高まるよう、市民にわかりやすい視点、方法等で行い、会議を定刻に開催するように努め、この条例を踏まえ、別に定める天理市議会傍聴規則（昭和 34

年 12 月天理市議会告示第 1 号) の内容を継続的に見直すものとする。

【解説】

- 1 議会が市民の代表機関であることを自覚し、信頼性を重視した開かれた議会活動の推進を目指す。
- 2 議会が言論の府であり、自由な討論の場であることを認識し、市民等の多様な意見を反映した議会運営を行うため、会議規則等を継続的に見直す。
- 3 議会が市民の意見をもとに、政策提言、政策立案を積極的に行い、市政運営に関わって監視・評価を適切に行う。
- 4 議会傍聴者の傍聴意欲を高めるよう、傍聴規則を継続的に見直す。

(議員の活動原則)

- 第 3 条 議員は、議会が、言論の府であり合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじ、自己の能力を高める研さんを重ね、市民の選良にふさわしい活動をする。
- 2 議員は、議会の構成員として、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

【解説】

- 1 議会が合議制機関であることを認識し、常に自己の能力向上への努力を行いつつ、市民に恥じることのない、議員間の自由討論を中心とした活動を行う。
- 2 議員は、市政全般の課題を把握し、一部の団体や地域の個別事案だけではなく、市民全体の福祉の向上を目指し活動する。

(会派)

- 第 4 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
 - 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

【解説】

- 1 会派は、同一理念の共有により構成し、政策立案、政策決定、政策提言等への積極的取り組みと、その実現に向けた合意形成の為に活動する。

注釈：「会派の代表者の会議」とは、議長、副議長、及び各会派の正副幹事長をもって構成する幹事長会議をいう。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対して情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、開かれた議会に資するため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するとともに、市民、各種市民団体等との意見交換の場を多様に設けて、議員の政策立案能力を強化し、議会の政策形成に反映させるものとする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに委員会にあっては、法第109条、第109条の2及び第110条の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

- 1 議会が有する情報を積極的に発信しその説明責任を果たす。
- 2 本会議ほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、委員会において参考人制度及び公聴会制度の活用と、市民との意見交換の場を多様に設け、市民参加による議会の政策形成等に努める。

(議決責任等)

第6条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対し説明する責務を有する。

3 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表し、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会による議決責任の重要性の認識と、その説明責任を果たさなければならない。
- 2 議会の運営についての説明責任と、議会、議員に対する市民評価を的確になされるために、議会広報等による情報公開に努める。

(議会報告会)

第7条 議会は、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- 1 議会として説明責任を果たし、市民の多様な意見等を聴取し、議員及び市民が意見交換を行う場として議会報告会を開催する。なお、議会報告会の詳細は別に定める

第4章 議会と行政の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うとともに、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

【解説】

- 1 議員と行政との緊張関係の保持。
- 2 本会議における議員と市長等における質疑応答をわかりやすくするため、一問一答方式及び一括質疑方式の選択制と本会議及び委員会において行政側に反問権の付与を導入。
- 3 透明性の確保において、不当な口聞きや働きかけ防止のため、議員からの要請に対して、その内容等を記録した文書作成を市長等に求める。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たり、それらの政策等の水準を高める観点から政策等の立案及び執行における論点又は争点を明らかにし、執行後におけるその評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

- 1 行政が重要な政策等を提案する場合には、その政策等の正当性及びその実施方法の詳細について、十分審議ができるよう7項目の指標を明らかにするよう求める。

- 2 議会、市長が明らかにした事項をもとに論点、争点を明確にし政策等を審議するとともに、執行後もその政策等の評価を行う。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第 10 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

【解説】

- 1 予算及び決算の審議に当たって、市民の代表である議員が審議を深めやすくするための、分かりやすい資料の作成と提出を市長等に求めていく。

(監視及び評価)

第 11 条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

- 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

【解説】

- 1 議会機能のうち、議会と行政の関係において生じる監視機能及び評価機能について、市民への説明責任に努める。

(政策立案及び政策提案)

第 12 条 議会は、市の政策等の水準の向上を図るために政策立案機能の強化に努める。

- 2 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し政策提案を行う。

【解説】

- 1 議会は、政策立案機関としての機能強化に努めるとともに市長等に対して政策提案を積極的に行う。

第 5 章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第 13 条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会は、言論の府であり、討論の場であることから、議員間の自由な討議を中心に運営する。また、本会議及び委員会において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合い、議会としての合意形成に努める。

(政策討論会)

第 14 条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、議員で構成する、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

1 重要な政策等及び課題について、議会全体として共通認識と合意形成を図る目的で政策討論会を開催する。なお、政策討論会の詳細は別途定める。

第 6 章 委員会の活動

(委員会の活動)

第 15 条 議会は、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、市民の要請に応じ、審査の経過等を説明するため、懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

3 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

【解説】

1 委員会の審査経過等について、市民からの要請に応じて、その説明責任を果たすために電話、メール等あらゆる情報伝達方法を活用するとともに、懇談会等を開催する。また、委員会は政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

第 7 章 政務調査費

(政務調査費の執行及び公開)

第 16 条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年 3 月天理市条例第 20 号）を遵守しなければならない。

【解説】

1 政務調査費の使途に関する公正性、透明性を明記した、天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する条例を守り、その目的である政策立案等への活動を強化すること。

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第 17 条 議会は、議員の政策立案及び政策提案能力の向上等を図るため、議員研修を実施するとともに、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を年 1 回以上開催するものとする。

【解説】

- 1 議員の政策立案及び政策提案能力の向上にむけた、議員研修の充実強化を図るために、専門家や市民等の参画を得ようとするものであり、その為の研修会を年 1 回以上開催する。

（議会事務局の体制整備）

第 18 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実を図るものとする。

【解説】

- 1 政策立案能力の向上のため、議会事務局の体制整備を図る。

（議会図書室）

第 19 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会図書室が十分に活用されるように整備し、図書の充実により議員の調査活動への積極的な支援を図る。

（議会広報の充実）

第 20 条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

- 1 議案に対する各議員の賛否対応及び意見を議会広報等で公表し、議会と市政に市民が関心を持つよう、多種多様な情報媒体による広報活動に努める。

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第 21 条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、天理市政治倫理条例（平成 5 年 8 月天理市条例第 17 号）を遵守し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

【解説】

- 1 議員は、市民の代表としての自覚のもと、政治倫理条例の趣旨を踏まえ、市民から疑惑を招くことや議員としての影響力を不正に行使してはならない。

（議員定数及び議員報酬）

- 第 22 条 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、住民意思の反映の向上と議会が果たす重要な役割と効果が合致することを前提とし、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望等を十分に考慮するとともに、議会活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 2 議員定数及び議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数及び議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、法第 109 条又は第 112 条の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

【解説】

- 1 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、あらゆる手法をもって市民の声を聴取するとともに、市政の現状、市の将来像等を十分に考慮し、議論の経過と結果に対する説明責任を果たす中で提案し決定する。

第 10 章 最高規範性で見直し手続

（最高規範性）

- 第 23 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。
- 2 議会は、議員に、この条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

- 1 本条例は、議会運営における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。また、議員にこの条例の理念を浸透させるため、研修会を義務づける。

（議会及び議員の責務）

- 第 24 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

- 1 議員は、この条例を制定された趣旨を踏まえ、市民の代表としての責任を果たす。

(見直し手続)

- 第 25 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。
- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

【解説】

- 1 議員が入れ替わる一般選挙の実施後、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討する。また、条例を改正する場合は、その理由、背景等を本会議において明らかにするとともに、市民に対する説明責任を果たす。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 21 年●月●日から施行する。